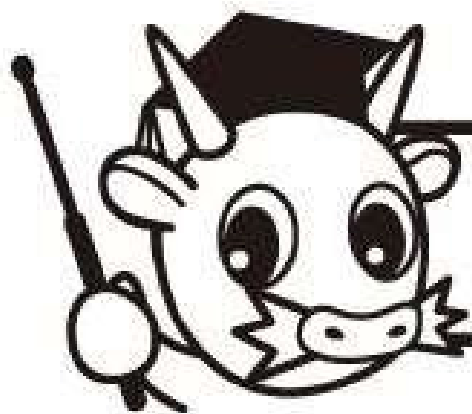


住民・法人の皆様へ



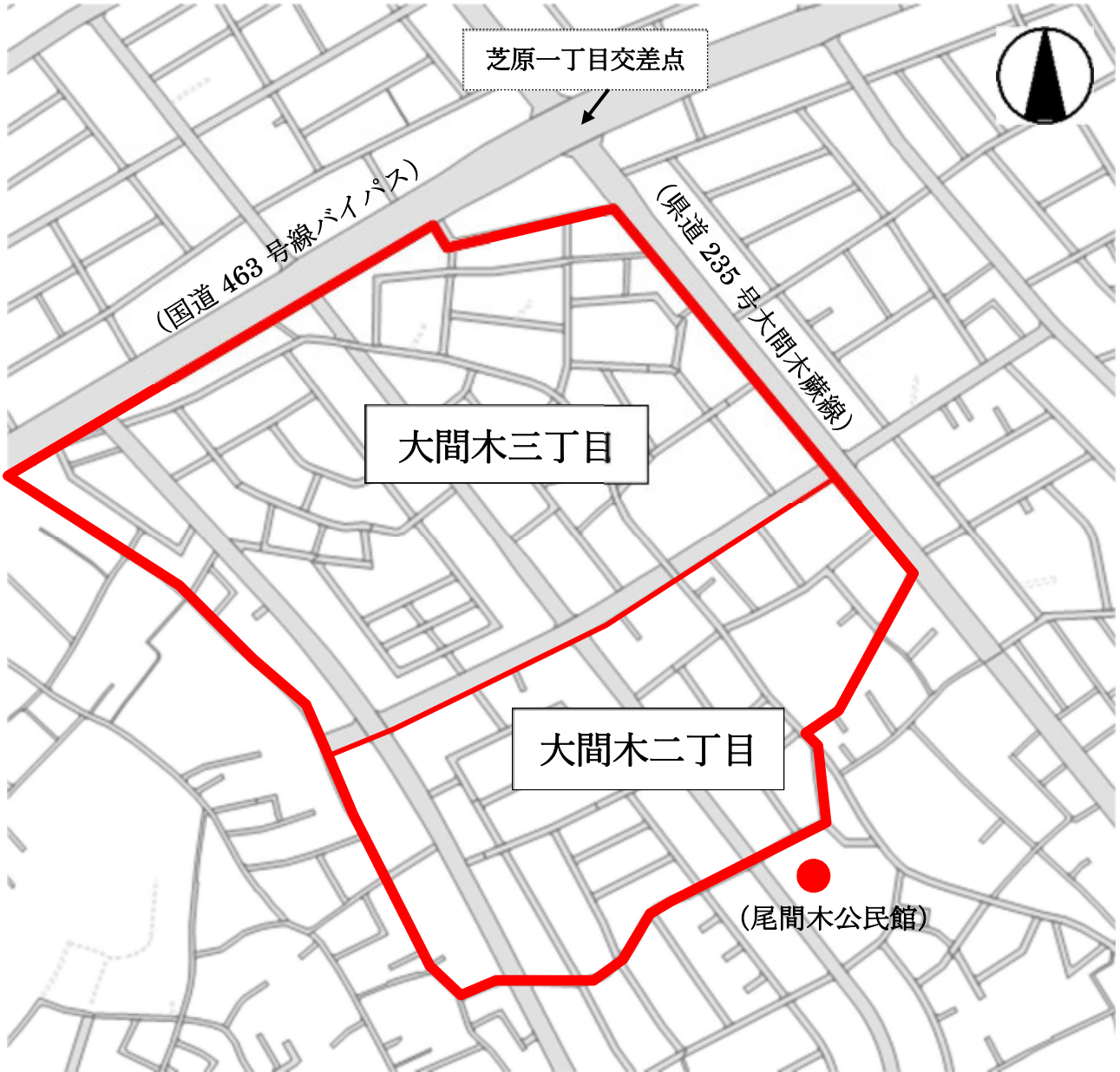
住所変更の手引き


あなたの住所の町名地番が、
平成31年3月2日から変更となります。



さいたま市

新しい町名・町界図



凡例	
町界	
町名	大間木二丁目

はじめに

皆様がお住まいの「さいたま都市計画事業大間木水深特定土地区画整理事業」地区では、このたび区画整理が完了し、**平成31年3月2日**から、住所の町名地番が変更となります。

この手引きでは、住所が変更となることによって、どのような手続きが必要になるかについてご案内いたします。

何かとお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

1. 皆様にお届けするもの	・・・ 1
2. 新しい住所等の表示について	・・・ 2
3. 郵便番号について	・・・ 2
4. 不動産の表示について	・・・ 2
5. 住所変更の手続きについて	・・・ 3～6
6. その他	・・・ 7～16
(1) 町内会・自治会の区域について	
(2) 通学区域について	
(3) 自動交付機・コンビニ交付について	
(4) 本冊子の電子データ及び様式等のダウンロードについて	
(5) 不動産（土地・建物）登記名義人の住所変更登記について	

1. 皆様にお届けするもの

●今回お届けするもの

①住所変更通知

通知には、今回新たに設定されるあなたの住所が記載されています。

平成31年3月2日以降は、新しい住所をお使いください。

②住所変更の手引き

現在ご覧になられている冊子です。住所変更手続きや登記申請について、説明する資料です。

③住所変更のお知らせはがき

新しい住所を知人・取引先などにお知らせするためのもので、送料は無料です。同封の封筒に入れ、ポストに投函してください。

私製はがきの場合、送料は有料となります。

③について、ご不明な点がある場合は、

日本郵便株式会社 さいたま中央郵便局

048-837-6513

へご相談ください。

●別の郵便で送付されるもの

④土地の名称及び地番号変更通知

通知には、今回新たに設定される、あなたの本籍が記載されています。

※本籍が、今回の町名地番変更の対象区域外にある方には送付されません。

2. 新しい住所等の表示について

今までの大字表記から新町名となります。地番も新たに付番された土地の地番を使うこととなります。

【例】

住所・本籍	変更前	さいたま市緑区	大字大間木	〇〇番地〇
	変更後	さいたま市緑区	大間木△丁目	□□番地□

※方書の変更はございません。

3. 〒郵便番号について

●郵便番号については、次のとおりとなります。

(現在の郵便番号から変更はございません。)

郵便番号	336-0923
------	----------

4. 不動産の表示について

●不動産の表示については、今までの大字、小字から、新町名による表示になり、小字は廃止され、地番は新たに付番されます。

【例】

土地の表示	変更前	さいたま市緑区	大字大間木	字水深	〇〇番〇
	変更後	さいたま市緑区	大間木△丁目		□□番□
建物の所在	変更前	さいたま市緑区	大字大間木	字水深	〇〇番地〇
	変更後	さいたま市緑区	大間木△丁目		□□番地□

5. 住所変更の手続きについて

住所が変更になることに伴い、市や法務局などが職権で修正するものもありますが、皆様に住所変更の手続きを行っていただくものもありますので、ここに紹介いたします。住所変更にかかる費用は原則無料です。

なお、各種手続きは、平成31年3月2日以降にお願いいたします。

各種手続きに必要な『住所変更証明書』は、各区役所区民課、支所及び市民の窓口で発行いたします。

(発行手数料は無料です。窓口での発行は、3月4日以降になります。)

【住所変更の手続きが必要なもの】

項目	住所変更手続き（必要書類など）	期限	問い合わせ先
通知カード	個人番号（マイナンバー）通知カードの裏面に変更後の住所を記載します。 （通知カード、本人確認書類が別途必要）	変更後お早めに	緑区区民課 記録係 048-712-1144
個人番号カード交付申請書	個人番号カードを申請される場合は、区役所窓口で申請書をお渡しします。 （本人確認書類が別途必要）	いつでも可	
個人番号カード ※1	個人番号（マイナンバー）カードの表面に変更後の住所を記載します。（個人番号カード）	変更後お早めに	
住民基本台帳カード （顔写真付きタイプのみ） ※1	住民基本台帳カードの裏面に変更後の住所を記載します。（住民基本台帳カード）	変更後お早めに	
電子証明書 （公的個人認証） ※1・※2	個人番号カードをお持ちの方は住所変更の手続きに合わせて署名用電子証明書の更新も行ってください。（個人番号カード）	変更後お早めに	緑区支援課 障害福祉係 048-712-1172
在留カード 特別永住者証明書	在留カードまたは特別永住者証明書の裏面に変更後の住所を記載します。 （在留カードもしくは特別永住者証明書）	変更後お早めに	
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	お持ちの手帳の住所を新しい住所に書き換えます。（各種障害者手帳、印鑑）	変更後お早めに	日本年金機構 浦和年金事務所 048-831-1638
国民年金受給中の方の住所	年金受給権者住所変更届を年金事務所に提出する必要があります。 （年金証書あるいは基礎年金番号や年金コードのわかる通知書）	変更後お早めに	
国民年金受給待機者の住所	60歳以上で現在年金に加入しておらず、年金を受け取っていない方は、住所の変更が必要です。（年金証書あるいは基礎年金番号や年金コードのわかる通知書）	変更後お早めに	

項目	住所変更手続き（必要書類など）	期限	問い合わせ先
厚生年金に加入中の方の住所（3号含む）	事業主への届出が必要です。詳しくは、事業主へご確認ください。 （住所変更証明書、年金証書あるいは基礎年金番号や年金コードのわかる通知書）	変更後お早めに	勤務先にお問い合わせください。
不動産登記簿 （登記名義人の住所の変更の登記）※3	登記申請書を持参又は郵送して手続きしてください。相談窓口も設けておりますので、電話予約の上、ご利用ください。詳しくは、8ページをご覧ください。 （登記申請書、住所変更証明書、印鑑）	期限はありませんが、町名地番変更に係る登記完了後（公告日から3か月程度）、お早めに	さいたま地方法務局 048-851-1000
商業登記簿 （会社などの本店・支店及び役員の住所変更）※4	さいたま地方法務局のホームページを参照の上、登記申請書など下記の必要書類を持参して手続きをしてください。登記手続きの相談は電話予約の上お伺いください。 （登記申請書、住所変更証明書、法人届出印）	本店：2週間以内 支店：3週間以内	さいたま地方法務局 048-851-1000 ※音声ガイダンス「2」を押してください。
法人の所在地変更	法人等の設立等報告書、印鑑、住所変更証明書を持参のうえ、各許認可庁にて手続きを行ってください。		各許認可庁
運転免許証 ※5	運転免許証の裏面に変更後の住所を記載します。鴻巣警察署を除く、県内の警察署どこでも手続き可能です。 （運転免許証、住所変更通知もしくは住所変更証明書）	変更後お早めに	運転免許センター 048-543-2001 浦和東警察署 交通課 048-712-0110
自動車検査証	自動車検査証、印鑑、住所変更証明書を持参の上、手続きをしてください。 （自動車検査証、印鑑、住所変更証明書）	変更後お早めに	関東運輸局 埼玉運輸支局 050-5540-2026 （通話後0、3、7と押す）
軽自動車検査証	⑤番窓口にて申請書を入手の上、手続きをしてください。（申請書代無料） （軽自動車検査証、住所変更証明書）	変更後お早めに	軽自動車検査協会 埼玉事務所 050-3816-3110

- ※1 お手続きの際に暗証番号の入力が必要です。
- ※2 町名地番変更に伴う住所変更の場合は、署名用電子証明書は失効しません。住所変更の手続きを行わない場合でも、引き続き e-tax を利用した確定申告等にご利用いただけます。
- ※3 町名地番変更の公告日の翌日から、町名地番変更に係る登記が完了するまでの間、不動産に関する登記事務が停止されますので、法務局による同登記の完了後に手続き願います。なお、同登記の完了までの期間は、町名地番変更の公告日から3か月程度要する予定です。
- ※4 住所変更証明書は、法人登記用の住所変更証明書をお取りください。
- ※5 今回の町名地番の変更に伴い、本籍が変更となる方は、土地の名称及び地番号変更通知を合わせて運転免許センターもしくは浦和東警察署に持参し手続きをしてください。

【住所変更の手続きが不要なもの】

項目	注意事項	問い合わせ先
住民票 戸籍 印鑑登録	—	緑区区民課 記録係 048-712-1144
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	保険証等につきましては変更後、緑区保険年金課より送付いたします。	緑区保険年金課 国保係 048-712-1183
国民年金第1号被保険者の住所	—	日本年金機構 浦和年金事務所 048-831-1638 緑区保険年金課 年金係 048-712-1184
子育て支援医療費受給資格証 ひとり親家庭等医療費受給資格証 心身障害者医療費受給資格証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	保険証等につきましては変更後、緑区保険年金課より送付いたします。	緑区保険年金課 福祉医療係 048-712-1165
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 など	保険証等につきましては変更後、緑区高齢介護課より送付いたします。	緑区高齢介護課 介護保険係 048-712-1178
児童扶養手当証書	—	緑区支援課 児童福祉係 048-712-1171
特別児童扶養手当証書	—	緑区支援課 障害福祉係 048-712-1172
公立保育園、学校等への住所変更手続	国立、私立については、各校の窓口にお問い合わせください。	(保育園について) 緑区支援課 児童福祉係 048-712-1171
医薬品医療機器等法に基づく届出	—	さいたま市保健所 環境薬事課 薬事係 048-840-2235
医薬品医療機器等法に基づく許可	許可証の書換え交付を希望する場合は、変更届と書換え交付申請が必要です。(ただし、書換え交付申請手数料2,600円がかかります。)	
毒物及び劇物取締法に基づく登録	登録票の書換え交付を希望する場合は、変更届と書換え交付申請が必要です。(ただし、書換え交付申請手数料2,400円がかかります。)	

項目	注意事項	問い合わせ先
環境衛生関係営業施設 (理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場)	確認済証又は許可書の記載内容等で不都合がある場合は、確認済証又は許可書の原本、変更の事実がわかる書類を持参のうえ、変更届を提出してください。確認済証又は許可書に裏書します(手数料は無料です)。	さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係 048-840-2227
建築物衛生法に基づく建築物登録業の登録	登録証明書の記載内容等で不都合がある場合は、登録証明書の原本、変更の事実がわかる書類を持参のうえ、変更届を提出してください。登録証明書に裏書します(手数料は無料です)。	さいたま市保健所 食品衛生課 食品衛生監視係 048-840-2226
食品関係営業施設	営業許可書の記載内容等に不都合がある場合は、営業許可書と住所変更証明書を持参のうえ、申請事項変更届を提出してください。 (手数料は無料です。)	さいたま市保健所 食品衛生課 食品衛生監視係 048-840-2226
パスポート	パスポートの最終ページにある「所持人記入欄」に住所を記載している場合、ご自身で修正してください。 (前住所は二重線にて見え消し)	埼玉県パスポートセンター 048-647-4040
東京電力	郵便物が届かない等の場合は、各事業者へ連絡してください。 お電話で住所変更が可能です。	カスタマーセンター埼玉 0120-995-441
東京ガス		お客様センター 0570-002211
NTT(固定電話)		NTT 東日本 0120-116-000

- ・これら以外の健康保険証や銀行口座、生命保険等については、それぞれの機関に必要な手続きをお問い合わせください。
- ・勤務先等への連絡もお願いいたします。

大変ご面倒をおかけしますが、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

6. その他

(1) 町内会・自治会の区域について

町内会・自治会は、その地域の皆様が自主的に組織、運営しているものです。
今回の変更によって、町内会・自治会組織を変更する必要はございません。

(2) 通学区域について

今回の変更によって、通学区域が変わることはありません。

(3) 自動交付機・コンビニ交付について

さいたま市では、住民票の写し等の証明書を平日夜間や休日に取得できる「自動交付機」を各区役所に計10台設置しておりますが、今回の町名地番変更に伴い、住民記録システム等の改修作業が行われるため、3月2日（土）及び3日（日）においては、自動交付機をご利用いただくことができません。

また、全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート及びミニストップ等に設置するマルチコピー機によるコンビニ交付サービスにつきましても、ご利用いただくことができません。

3月4日（月）から通常どおりご利用いただけます。

(4) 本冊子の電子データ及び様式等のダウンロードについて

さいたま市 Web サイトにアクセスし、「サイト内を検索する」に
「大間木水深地区 町名地番変更」と入力し、検索ボタンをクリックしてください。

さいたま市 Web サイト <http://www.city.saitama.jp/index.html>

(5) 不動産（土地・建物）登記名義人の住所変更登記について

(注) ここに記しているのは、権利部に関する住所変更に関することであり、表題部の町字名・地番につきましては、区画整理施行者又は市からの依頼に基づき、登記官が職権で修正します。

町名地番変更の実施に伴い、所有権の登記名義人（所有者）の住所が変更した場合、登記上の住所を変更後の住所に一致させるために、住所変更の登記（登記名義人の住所の変更の登記）をする必要があります。

この場合の申請書の書式及び記入例は、9～15ページをご参照ください。

【ホームページ参照先】

さいたま地方法務局トップページ>業務のご案内>商業・法人登記

>区画整理又は住居表示実施による商業・法人登記申請書様式及び記載例について

●不動産の登記申請書記載時の留意事項

- ① 申請書はA4の用紙に記載し、他の添付書類と共に左綴じにして提出してください。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割り印してください。
- ② 文字は、市ホームページからダウンロードした様式に直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、印刷したものにインク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- ③ 代理人の方が申請する場合は、委任状をお持ちください。
- ④ 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。
- ⑤ 申請場所は、不動産を管轄する法務局です。

ご不明な点がございましたら、

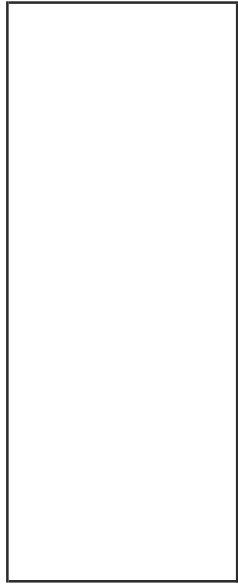
さいたま地方法務局不動産登記部門

（電話048-851-1000）へご相談ください。

登記名義人の住所変更の登記

【様式・記載例の解説】

登記申請書



登記の目的 番所有権登記名義人住所変更

原因 平成31年 3月2日 土地の名称地番変更

変更後の事項

申請人

㊦

連絡先の電話番号

添付書類 登記原因証明情報

平成 年 月 日申請 さいたま地方法務局 御中

代理人

㊦

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により納付しない。

不動産の表示

不動産番号

所在地

地番

地目

地積

不動産番号

所在地

家屋番号

種類

構造

床面積

土地の表示	所在	地番	地目	地積(m ²)	
		番			
		番			
		番			
		番			
		番			
		番			
		番			
		番			
		番			

建物の表示	所在	家屋番号	附	種類	構造	床面積(m ²)	
		番					
		番					
		番					
		番					

委任状

私は、に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること。
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

平成 年 月 日

住所

氏名

⑩

記

登記の目的 番所有権登記名義人住所変更

原因 平成31年 3月2日 土地の名称地番変更

変更後の事項

不動産の表示

所在

地番

地目

地積

所在

家屋番号

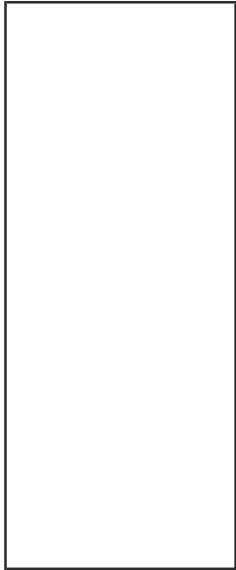
種類

構造

床面積

(土地建物の記載例)

登記申請書



登記の目的 1番所有権登記名義人住所変更
 原因 平成31年 3月2日 土地の名称地番変更 (注1)
 変更後の事項 住所 さいたま市緑区大間木〇丁目△△番地△ (注2)
 申請人 さいたま市緑区大間木〇丁目△△番地△ (注3)
 さいたま 太郎 (注3) 印
 連絡先の電話番号 000-000-0000 (注4)
 添付書類 登記原因証明情報、代理権限証書 (注5) (注7)
 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日申請 さいたま地方法務局 御中 (注6)
 代理人 さいたま市緑区大間木〇丁目△△番地△ さいたま 花子 (注7) 印
 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により納付しない。
 不動産の表示 (注8)
 不動産番号 1234567890123 (注9)
 所在 さいたま市緑区大間木〇丁目
 地番 △△番△
 地目 宅地
 地積 123.45平方メートル
 不動産番号 1234567890000
 所在 さいたま市緑区大間木〇丁目△△番地△
 家屋番号 △△番△
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺2階建
 床面積 1階 80.12平方メートル
 2階 53.42平方メートル

※これは記載例です。赤字部分を申請内容に応じて書き直してください。

● 様式・記載例の解説

- (注1) 「住所変更証明書(※)」に記載されている変更年月日及び変更理由を記載します。
- (注2) 「住所変更証明書」に記載されている変更後の住所を記載します。
- (注3) 所有権の登記名義人(所有者)の変更後の住所及び氏名を記載し、末尾に押印します。(認印で結構です。)なお、代理人が申請する場合は、申請人の押印は必要ありません。
- (注4) 申請書の記載事項等に補正すべき点があった場合に、法務局の担当者が連絡するための連絡先の電話番号を記載します。
- (注5) 登記原因証明情報として(注1)の「住所変更証明書」を添付します。変更前の住所、変更後の住所及び変更年月日・変更理由が記載されている証明書です。
- 登記上の住所から2回以上住所を変更している場合は、登記上の住所から変更後の住所までの移転の経緯が分かる書類(住民票の写し、戸籍の附票など)を添付します。以上によっても住所変更の経緯を証明できない場合は、申請する不動産を管轄する法務局へ事前にご相談ください。
- (注6) 申請日は、実際に申請する年月日を記載します。
- (注7) 代理人が申請する場合は、添付書類項目に「代理権限証書」と記載し、「代理人」及び代理人の住所氏名を記載し、末尾に押印します。(申請人の押印は不要です。)また、別紙(委任状)を参考としてください。
- (注8) 登記の申請をする不動産を、登記事項証明書の記載のとおり正確に記載してください。
- (注9) 不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

(※)「住所変更証明書」は各区役所区民課、支所及び市民の窓口で、無料で発行いたします。

※不動産が多数ある場合は、『継続用紙』に記載することで、一括して申請できます。
この場合、申請書が複数になるので、割印をします。

(継続用紙の記載例)

土地の表示	所在	地番	地目	地積(m ²)		
	さいたま市緑区 大間木〇丁目	△△番△	宅地	123	45	
	さいたま市緑区 大間木〇丁目	△△番△	畑	456		
	以下余白	番				
		番				
	又は(不動産番号を記入する場合)					
	1234567890123	番				
	1234567890000	番				
	以下余白	番				
		番				

建築物の表示	所在	家屋番号	附	種類	構造	床面積(m ²)		
	さいたま市緑区 大間木〇丁目 △△番地△	△△番△		居宅	木造 瓦葺 2階建	1階 80	12 2階 53 42	
	以下余白	番						
	又は(不動産番号を記入する場合)							
	1234567890123	番						
	以下余白	番						

印

※これは記載例です。赤字部分を申請内容に応じて書き直してください。
また、別紙(〇〇)・(注〇)などは記載しないでください。

委任状

代理人住所・氏名を記入

私は、さいたま市緑区大間木〇丁目△△番地△ **さいたま 花子** に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること。
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

住 所 **さいたま市緑区大間木〇丁目△△番地△**

氏 名 **さいたま 太郎** (印)

記

登 記 の 目 的 **1番所有権登記名義人住所変更**

原 因 平成31年 3月2日 土地の名称地番変更

変更後の事項 **住所 さいたま市緑区大間木〇丁目△△番地△**

不動産の表示

所 在 **さいたま市緑区大間木〇丁目**

地 番 **△△番△**

地 目 **宅地**

地 積 **123.45平方メートル**

所 在 **さいたま市緑区大間木〇丁目△△番地△**

家屋番号 **△△番△**

種 類 **居宅**

構 造 **木造瓦葺2階建**

床 面 積 **1階 80.12平方メートル**

2階 53.42平方メートル



もっと身近に、
もっとしあわせに

この手引きについてのお問い合わせ先

さいたま市 市民局 区政推進部 住民記録・窓口改善担当

電話 : 048-829-1833

FAX : 048-829-1992

E-MAIL : kusei-suishin@city.saitama.lg.jp